

平成22年1月14日
東北総合通信局

地上デジタル放送の工事を装った悪質商法にご注意ください

このたび、仙台市若林区在住の方から、総務省東北総合通信局に悪質商法と疑われる相談が寄せられました。

相談内容が限られており、内容が十分精査できないことから、悪質商法と断定はできませんが、疑わしい事例として、関係機関へ情報提供しました。

【住民の方からの相談内容】

総務省職員と名乗る女性から電話があり、アンテナ工事の日程調整と料金2～3万円必要と言われた。住まいの集合住宅のアンテナ工事はすでに行われていることから、総務省（東北総合通信局）に確認したもの。

※総務省がアンテナ工事などの料金を請求することはありません。

地上デジタルテレビの受信に関して、疑わしい工事の勧誘を受けた場合や身に覚えのない代金の請求を受けた場合には、すぐには支払わず、ただちに総務省東北総合通信局、または、総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター（注）、あるいはお近くの警察署、消費者生活センターにご相談ください。

（注）総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター 電話：0570-07-0101

（IP電話等、ナビダイヤルがつかない場合は、電話：03-4334-1111）

平日：9:00～21:00

土曜、日曜、祝日：9:00～18:00

【連絡先】

総務省東北総合通信局放送部放送課

電話：022-221-0700